

岩手県告示第 367 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 4 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有芸田老線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市田老字和山 17 番地先から字末前 181 番地先まで	新	m 28.5～14.3	m 152.5
	旧	38.0～14.3	152.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 宮古地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 4 月 7 日から同年 5 月 7 日まで